

小金井市公立保育園運営協議会の 運営方針に関する覚書

小金井市公立保育園運営協議会（以下「協議会」という。）の協議事項等については、市が策定した「小金井市公立保育園運営協議会設置要綱」及び「小金井市公立保育園運営協議会設置に当たって」において示されており、協議事項は、公立保育園の現状の評価及びニーズ等を検討・協議を通して公立保育園のあるべき姿を協議・検討することであるが、協議会は、今後実際に運営を行うに当たり、以下の通り運営方針の確認を行った。

1. 公立保育園の将来の運営形態については、民間等へ委託（公設民営）・委譲（民設民営）を行うことを協議の前提にせず、あらゆる可能性を排除せずに協議を行うこと。

⇒市は「保育業務の総合的な見直しについて」の中で民間等への委託及びその後の民設民営を行う考えについて言及しているが、その考えは「第 3 次行財政改革大綱」に基づくものであり、具体的な公立保育園の将来の運営形態については、市として決定しているものではなく、協議会においては、今後の検討過程の中でそれとは異なった意見がまとまる可能性を排除せずに協議を行うものである。

2. 協議会では委託の是非に関する結論を出すことを目的とはしないが、結論が出ることを否定するものではないこと。

⇒公立保育園のあるべき姿に関する協議を行う中では、民間等へ委託を行った場合の園児や父母等への影響、財政効果等の検討を行うことが想定される。その議論の過程の中で、協議会として委託の是非に関する意見がまとまることを否定するものではない。

3. 協議会は父母や市民に広く公開し、可能な限り開かれたものとし、委員以外の声にも配慮をした運営を行うこと。

⇒協議会の委員は現在の利用者及び運営者であり、実際に利用及び運営を行う中での評価や課題（場合によっては利用者や運営者しか気がつかない内容もあり得る。）を取り纏めることが主要な目的である。一方で、将来のあるべき姿を検討・協議するに当たっては、将来の利用者や市民に理解をして頂けるように協議を行う必要がある。また、他市の動向に関する情報や有識者等の第三者の意見も有用である。よって、協議会は原則公開とす

るほか、文書での意見の受付も行う。また、必要に応じてアンケートや意見交換会を実施し、あるべき姿を検討するにあたっては他自治体との比較やこれまでの第三者評価の結果の分析等、可能な限り客観的な議論に努め、将来の利用者や市民にも理解をされるような協議・検討内容に努めるものである。

4. 報告書を可能な限り纏めること。

⇒当協議会は市の諮問機関ではなく、報告書を作成することも義務にはなっていないが、協議結果を広く父母や市民に示し、今後の公立保育園の運営に活用をして頂くためにも、可能な限り報告書をまとめるものとする。なお、報告書の結論は一つではなく、複数の案となることもあり得るものである。報告書が策定された場合、市はその内容を尊重し、その後の父母や市民に対する説明会等で説明する際に活用するものとする。

5. 協議スケジュールについては、協議会の中で確認を行うこと。

⇒「保育業務の総合的な見直しについて」では、平成27年4月より新たな運営形態での開始となっているが、協議会の設置は既に遅れており、協議事項を鑑みれば、今後、協議会の中でスケジュールを確認する必要がある。また、運営協議会において協議を行っている間に、市が総合的な見直しの結論を出すことは市側及び父母側双方の相互理解を得ずに進めることとなる点に留意する必要がある。

6. 上記1～5の運営方針に変更がある場合には事前に協議会にて協議を行うこととし、その後の運営方針についての改めて確認を行うこと。

2013年12月18日

小金井市公立保育園運営協議会

委員長

(子ども家庭部長)

川村 久恵

川村 久恵

委員長

(公立保育園父母の会選出委員代表)

三橋 誠

三橋 誠